

# 社会福祉法人等による利用者負担軽減とは

## 1 概要

収入等が低く特に生計が困難な利用者に、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として、利用者負担を軽減する制度です。

## 2 軽減対象者

次の(1)もしくは(2)に該当する方。

### (1) 市民税世帯非課税者であって、次の①～⑤すべてに該当する方

- ① 年間収入が単身世帯で150万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円以下であること  
（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

### (2) 生活保護を受給している方

## 3 対象となる介護保険サービス

運営する社会福祉法人が、あらかじめ群馬県に軽減事業の実施を申し出た次のサービス

- 訪問介護 ○夜間対応型訪問介護
  - 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のもの）
  - 通所介護 ○地域密着型通所介護
  - 認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護
  - 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のもの）
  - 小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護
  - 短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護
  - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - 介護老人福祉施設サービス
  - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - 複合型サービス
- ※対象施設の最新情報は、群馬県のホームページでご確認ください。

## 4 軽減期間

申請をした月分から最初に迎える7月31日まで(更新の方は8月1日から翌年の7月31日まで)

## 5 軽減割合

### (1) 利用者負担の25%を軽減（老齢福祉年金受給者は50%を軽減）

#### ①「介護費用」

※社会福祉法人利用者負担軽減制度を適用してから、高額介護サービス費が算定されます。

ただし、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスの対象者は、高額介護サービス費で社会福祉軽減の軽減額を上回る減額（月額：15,000円まで負担を軽減）があるため、この軽減の対象とはなりません。

#### ②「食費」と「居住費」

※短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の「食費」と「居住費」は、特定入所者介護（予防）サービスの対象者のみ軽減対象となります。軽減は特定入所者介護（予防）サービス対象者の食費と居住費（滞在費）の上限額適用後の金額から軽減します。

（裏面もご覧ください）

## ※旧措置入所者の方

利用者負担が5%以下の方は原則として軽減の適用はありませんが、ユニット型個室の居住費のみ対象となります。

(2) 生活保護受給者は、個室の居住費及び滞在費の全額を軽減（サービス費、食費を除く）

## 6 申請受付場所

前橋市役所介護保険課（市役所2階37番窓口）平日9時～17時

## 7 提出書類等

(1) ① 申請書

② 収入申告書

③ 世帯員全員の前年<sup>※</sup>1年間（1月から12月）の収入と、現在の預貯金額等がわかるもの

※ ただし1月から7月中の分の申請については前々年を指します。

「収入」

- ・すべての預貯金通帳の写し（前年1月から12月末までの1年間）
- ・年金の源泉徴収票、税申告控え、給与所得の源泉徴収票など。

「預貯金」

- ・預貯金通帳の残高が確認できるもの（直近に記帳したすべての預貯金通帳の写し）  
（金融機関・支店名、口座名義人と口座種別、口座番号が確認できるページ。）  
（記帳した最新の最終残高のページ。）  
（年金受給が確認できるページ。）  
（定期預金のページ）
- ・すべての定期預金証書の写し（通帳に記載がないもので残高等が確認できるもの）
- ・有価証券類の金額が確認できる写し
- ・金・銀（積立）などの貴金属等で残高によって時価評価額が確認できるものの写し

④ 来庁者の本人確認書類を持参してください。

(2) 生活保護受給者は、①申請書のみ提出④来庁者の本人確認書類を持参してください。

## 8 対象者の決定

申請受付後提出書類や市民税課税状況などを審査し、承認又は不承認を決定します。当該申請者に対して、決定通知書を通知します。

承認された方には、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を併せて送付しますので、すみやかに該当となるサービス提供事業者に提示してください。

以前に交付した社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお持ちの方は、有効期限終了後に廃棄してください。

## 9 問い合わせ先

前橋市役所 介護保険課 給付適正化係（2階37番窓口）

住所：〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

電話：027-898-6157・3129（直通）